

## 野立て案内図板設置の手引き（H28.6月）改正箇所一覧表

ページ		項目	改正内容	
第4版	第3版		改正前(第3版)	改正後(第4版)
-	-	表紙	平成25年9月 第3版	平成28年6月 第4版
1	1	目次		(ページの修正)
3	3	本手引きの適用地域	(略)  <参考> 静岡県屋外広告物条例及び施行規則の適用範囲 県内市町のうち、静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、袋井市を除く市町。  (県内市町図)	(略)  ※ 規制地域は、県ホームページ(「静岡県の屋外広告物制度」で検索)で確認できます。  <参考> 静岡県屋外広告物条例及び施行規則の適用範囲 県内市町のうち、静岡市、浜松市、 <u>沼津市</u> 、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、 <u>御殿場市</u> 、袋井市、 <u>裾野市</u> を除く市町。  (県内市町図) <修正>  <参考> <u>伊豆の国市の「葦山反射炉周辺広告整備地区」における案内図板の設置許可基準は、本手引きに記載したものと異なります。</u> 詳しくは、県ホームページ(「静岡県 広告整備地区」で検索)で確認できます。
4	4	野立て案内図板設置許可基準の概要	(略)	(ページの修正) (略) ・本手引きは、野立て案内図板の設置許可基準を説明したものです。電柱広告については、別途、静岡県屋外広告物条例施行規則及び「静岡県特別規制地域における電柱広告掲出ガイドライン」((公社)静岡県屋外広告協会 電柱広告部会)を御確認ください。
5	5	特別規制地域の設置許可基準	(略)	後退距離規制適用地域の設置許可基準は、 <u>「5 面積」(P.14)、「11 建築物等の利用」(P.33)及び「12 協同看板」(P.34)を除き、特別規制地域の設置許可基準と同一です。</u> (略)
7	6	1 案内図板の定義	【運用基準】 <案内図板と認められないもの> (略) ※ <u>現在地から目的地に到達できる案内を表示した案内図板を、複数の分岐点等に設置することは可能です。</u>	【運用基準】 <案内図板と認められないもの> (略)
8	7	2 距離	案内図板等の設置場所から、(略)	案内図板等(注)の設置場所から、(略) (注)「案内図板等」とは、静岡県屋外広告物条例施行規則においては、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの(道路法施行令第7条第1号の標識を除く。)を指します。

ページ		項目	改正内容	
第4版	第3版		改正前(第3版)	改正後(第4版)
10	9	3 相互間距離	別図 (略)	別図(真上から見た図) (略) (注)ABの辺が、案内図板の表示面
11	10	3 相互間距離	<p><b>【運用基準】</b>            &lt;距離の計測方法&gt;            ・左右方向の距離は、案内図板の最も外側から測ります。            ・前後方向の距離は、案内図板の表示面から測ります。</p> <p>&lt;一体に見える看板の取扱い&gt; (略)</p>	<p><b>【運用基準】</b>            &lt;距離の計測方法&gt;            ・左右方向の距離は、案内図板の最も外側から測ります。            ・前後方向の距離は、案内図板の表示面から測ります。            ・斜面に設置する場合には、斜距離ではなく、真上から見た水平距離で計測します。            ※計測した区域内に、別の野立ての案内図板(掲出物件を含む)が掲出されている場合には設置できません。</p> <p>&lt;一体に見える案内図板の取扱い&gt; (略)            ・また、同一の目的地への案内図板を並べて設置することは認めません。</p> <p>(説明図) &lt;追加&gt;</p>
12	11	3 相互間距離	<p><b>【ガイドライン】</b>            ・隣接する広告板の形状、大きさ、高さなどを統一し、良好な景観形成に配慮しましょう。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【ガイドライン】</b>            ・隣接する案内図板の形状、大きさ、高さなどを統一し、良好な景観形成に配慮しましょう。また、1か所に集中して設置しないようにしましょう。</p> <p>(略)</p>
14	13	5 面積	<p><b>【解説】</b> (略)</p>	<p><b>【解説】</b> (略)            後退距離規制適用地域では            ・案内広告の表示面積は、片面5㎡以内の表示が原則。            ・ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。</p>
15	14	5 面積	<p><b>【運用基準】</b>            &lt;設置が認められるものの例&gt; (略)</p>	<p><b>【運用基準】</b>            &lt;設置が認められるものの例&gt; (略)            ・1方向から見て2㎡の案内広告が1枚、1㎡の案内広告が1枚設置されている。</p> <p>(説明図) &lt;追加&gt;</p> <p>(ただし、美観上、全ての案内広告を同じ大きさにすることを推奨します。)</p>

ページ		項目	改正内容	
第4版	第3版		改正前(第3版)	改正後(第4版)
16	14	5 面積	【運用基準】	<p>【運用基準】</p> <p>&lt;「表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する」とは&gt;</p> <p>側面(短辺)が、表示面の板及び掲出物件(支柱、脚)の厚さにより生じる最小限の幅であり、かつ、広告物を表示するために設けられた部分ではない場合を指します。</p> <p>(この場合において、美観上の観点から側面(短辺)を別の板で覆う場合は、案内広告の地色が連続して表示される程度であれば、形態は4面であるものの、2面の広告物として許可を受けることができます。)</p> <p>(説明図) &lt;追加&gt;</p>
16	14	5 面積		<p>【ガイドライン】</p> <p>・景観に配慮するため、案内広告の表示面積に見合った掲出物件の規模とし、案内広告から掲出物件がはみ出さないようにしましょう。</p>
17	15	6 地図矢印の表示	<p>【解説】</p> <p>(略) また、一目で誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、(略)</p>	<p>【解説】</p> <p>(略) また、確実に誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、(略)</p>
18	16	6 地図矢印の表示	<p>【ガイドライン】</p> <p>&lt;矢印の使用について&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・形状を矢印とした案内図板は設置しないよう努めましょう。</p> <p>(説明図)</p>	<p>【ガイドライン】</p> <p>&lt;矢印の使用について&gt;</p> <p>(略)</p> <p>・形状を矢印とした案内図板は設置しないよう努めましょう。</p> <p>(案内図板の形状は四角形を推奨します。)</p> <p>(説明図)</p> <p>&lt;地図の使用について&gt;</p> <p>・地図の向きは、分かりやすいように、現在の進行方向を上に表示することを推奨します。</p>
22	20	7 案内表示の面積		<p>※ 参考事例</p> <p>(説明図) &lt;追加&gt;</p> <p>※ この事例では、右図のとおり、斜線部分の面積の合計としても良い。</p>
24	22	8 写真・イラストの使用	<p>【解説】</p> <p>(略)</p>	<p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>(写真や絵同士を重ねることはできません。)</p>
31	29	9 地の色彩	(参考)マンセル色票(略)	(参考)マンセル色票(略) <p>※ 案内広告の地の色彩は、無彩色(彩度0の白～灰色～黒。マンセル色票のNの列。)についても、明度3以上としてください。</p>

ページ		項目	改正内容	
第4版	第3版		改正前(第3版)	改正後(第4版)
33	31	11 建築物等の利用	【解説】 (略)	【解説】 (略) 後退距離規制適用地域では、静岡県屋外広告物条例施行規則 別表第2「建築物を利用するもの・工作物等を利用するもの」の基準を満たす場合、建物の屋上や壁面、扉に、許可を受けて案内図板を設置することができます。
35	33	12 協同看板	【解説】 (略)	【解説】 (略) 後退距離規制適用地域では 5以上の者の協同看板の場合 ・表示面積は15㎡以内 ・1者当たりの表示面積は3㎡以内 ・ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。
38 39	35 36	申請の方法	【申請に必要なもの】 <新規申請> (略)  <更新> (略)  <変更> (略)	【申請に必要なもの】 <新規申請> (略) ※申請手数料については、45ページの間合せ先に確認してください。  <更新> (略) ※申請手数料については、45ページの間合せ先に確認してください。  <変更> (略) ※申請手数料については、45ページの間合せ先に確認してください。
39	36	申請の方法		<備考> 許可を受けた案内図板には、許可権者が交付する屋外広告物許可証(シール)を、道路から見える面に貼付してください。
43	40	申請の方法	【仕様書・設計図、色彩及び意匠を表す図面例】 (説明図)	【仕様書・設計図、色彩及び意匠を表す図面例】 (説明図) 提出する書類の地の色彩は、表記したマンセル値と同色又は近似色としてください。
45	42	問合せ先		(平成28年6月時点に修正)